

6 母子福祉関係

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
児童扶養手当	父母が離婚した場合や、父または母が死亡した等一定要件に該当する児童を養育する父母等に手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	児童扶養手当法 S37. 1. 1	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内に住所がある者 2 18歳到達の年度末までの児童 〔国民年金法施行令別表2級程度の〕 〔障害児は20歳未満〕 3 ひとり親もしくは、父または母が国民年金法施行令別表1級程度の障害者（重度障害者）等 4 制限 (1) 公的年金を受けている場合は差額を支給 (2) 支給対象児童が施設入所及び里親に委託されている場合は支給されない。 (3) 所得制限あり
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦家庭が経済的に自立するよう生活意欲の助長を図り福祉の増進に寄与する。	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び長野市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付規則 H11. 4. 1	<ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者と死別した市内に住所を有する女子又は男子で現に婚姻していない者 2 配偶者と離婚した女子又は男子で現に婚姻していない者 3 配偶者の生死が明らかでない女子又は男子 4 配偶者から遺棄されている女子又は男子 5 配偶者が心身の障害によりその扶養を受けることができない女子又は男子 6 配偶者が長期にわたり拘禁されているためその扶養を受けることのできない女子又は男子 7 現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子については所得制限あり
ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の児童が精神面や経済面で不安定な状態に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間も限られる等、ひとり親家庭の児童が抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の児童に対し、学習支援等を行い、ひとり親家庭の児童の生活の向上を図る。	市ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業実施要綱 H28. 6. 1	<p>事業対象者</p> <p>市内に住所を有する児童扶養手当受給世帯及び児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準にあるひとり親家庭の小学校4年生から中学生の児童。なお、必要に応じ、父母のない子どもが養育者（祖父母等）により養育されている家庭の児童も対象とする。</p>

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
<ol style="list-style-type: none"> 1 支給額 第一子 月額 46,690円 (一部支給停止者 46,680～11,010円) 第二子以降加算 月額 11,030円 (一部支給停止者 11,020～5,520円) 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 奇数月(各支払月の前月分まで) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 請求先 子育て家庭福祉課 又は右の支所(*) 2 必要書類等 (1) 認定請求書 (2) 戸籍謄本 (3) 年金手帳、年金証書 (4) 保険証 (5) 診断書(父または母が障害者の場合、必要に応じて) (6) 身体障害者手帳又は療育手帳 (7) 支払金融機関の預貯金通帳 (8) その他必要な書類等 (9) 請求者の本人確認書類 	*請求(申請)できる支所 篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条
<ol style="list-style-type: none"> 1 貸付資金 (1) 事業開始(継続)資金 (2) 修学・就学支度資金 (3) 修業資金 (4) 生活資金 (5) 就職支度資金 (6) 医療介護資金 (7) 結婚資金 (8) 技能習得資金 (9) 住(転)宅資金 2 貸付条件 (1) 貸付利子 無利子又は1% (2) 据置期間 6ヶ月～1年 (3) 償還期間 3年～20年以内 (※資金種類により異なります) (4) 口座振替 (5) 違約金(滞納時有) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 共通 (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付申請書 (2) 通帳 (3) 印鑑 (4) 申請者の戸籍謄本 (5) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書 (6) 申請者及び連帯保証人の所得証明書 (7) 申請者及び連帯保証人の納税証明書 (8) その他申立書等 (貸付の種別により規定あり) (9) 借用書(貸付決定後) 	要事前相談 貸付までに概ね2～3ヵ月を要する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の児童に対し支援員が学習支援を行う。 ・児童一人につき週1回とし、1回の学習時間は概ね2時間 	<ol style="list-style-type: none"> 1 届出先 子育て家庭福祉課 2 必要書類等 長野市生活・学習支援家庭登録申込書 	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
自立支援教育訓練 給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援することを目的とする	市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 H15.11.1	1 母子家庭の母又は父子家庭の父で以下の全ての条件を満たす者 (1) 20歳未満の児童を扶養していて、母子、父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者 (2) 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者 (3) 過去に当該給付金の支給を受けていない者 2 対象講座 (1) 雇用保険の一般教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付の対象となる講座 (2) 雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座
高等職業訓練促進 給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利な資格の取得を促進するため、養成機関での受講期間のうち4年を上限として訓練促進費を支給し、資格取得を支援することを目的とする	市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 H15.11.1	1 母子家庭の母又は父子家庭の父で以下の全ての条件を満たす者 (1) 児童扶養手当を受けている者又は、同様の所得水準の者 (2) 養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる者 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者 (4) 過去に当該給付金の支給を受けていない者 2 対象資格 (1)看護師 (2)准看護師 (3)保育士 (4)介護福祉士 (5)作業療法士 (6)理学療法士 (7)歯科衛生士 (8)美容師 (9)社会福祉士 (10)製菓衛生師 (11)調理師 (12)その他市長が認める資格
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童(20歳未満)の主体的な能力開発の取組を支援することを目的とする	市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 H28.3.31	1 ひとり親家庭の親及び児童(20歳未満)で以下の全ての条件を満たす者 (1) 児童扶養手当を受けている者又は、同様の所得水準の者 (2) 給付金の支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると市長が認める者 (3) 過去に当該給付金の支給を受けていない者 2 対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座(通信によるものを含む。)

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支給額 (1) 2(1)の講座 受講料の60%(上限20万円) (2) 2(2)の講座 受講料の60%(上限160万円) ※40万円×修学年数が上限 条件によって追加支給あり (3) 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がある場合、上記(1)(2)の額から雇用保険法の教育訓練給付金の額を差し引いた額 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 講座修了後 (追加支給分は別途)	1 申込先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 (講座受講前に相談が必要です) 2 必要書類等 (1) 長野市自立支援教育訓練給付対象講座指定申請書 (2) 長野市自立支援教育訓練給付金支給申請書 (3) その他必要書類	要事前相談
1 訓練促進給付金 修業期間中4年を上限に支給 市民税非課税世帯 月額100,000円 課税世帯 月額70,500円 ※修業期間の最後の1年間は月額40,000円を加算する 2 修了支援給付金 訓練修了日を経過した日以後に支給 市民税非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円	1 申込先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 (1) 長野市高等職業訓練促進給付金等支給申請書 (2) その他必要書類	要事前相談
1 支給額 (1) 受講開始時給付金 受講費用の40%(上限20万円) ※通信制は上限10万円 (2) 受講修了時給付金 受講費用の10% ((1)と合わせて上限25万円) ※通信制は上限12万5千円 (3) 合格時給付金 受講費用の10% ((1)(2)と合わせて30万円) ※通信制は上限15万円 2 支給方法 口座振替	1 申込先 子育て家庭福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 (講座受講前に相談が必要です) 2 必要書類等 (1) 長野市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書 (2) 長野市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書 (3) その他必要書類	要事前相談

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
ひとり親家庭等児童高等学校通学費 援護金	ひとり親家庭等の児童が 高等学校等への通学に要す る費用について援助	市ひとり親 家庭児童高 等学校通学 費援護金支 給要綱 H5. 9. 7	1 自宅から学校までの距離が2km以 上で、鉄道（JR、私鉄）及び路線 バスを利用している者 2 所得制限あり
母子・父子相談事 業	母子家庭又は父子家庭の 身の上相談に応じ、その自 立に必要な情報提供及び指 導を行い、母子家庭等の福 祉の向上を図る。	母子及び父 子並びに寡 婦福祉法 S39. 7. 1	特になし
女性相談事業	困難な問題を抱える女性 への支援に関する法律等の 規定による困難な問題を抱 える女性等について相談支 援を行う。	困難な問題 を抱える女 性への支援 に関する法 律 R6. 4. 1 配偶者から の暴力の防 止及び被害 者の保護等 に関する法 律（配暴法 ともDV防 止法ともい う） H13. 4. 13	特になし
母子生活支援施設	支援を要する母子を保護 するとともに、生活を支援 することにより自立の促進 を図る。	児童福祉法 市母子生活 支援施設の 設置及び管 理に関する 条例（旧長 野市母子寮 設置及び使 用条例） S41. 10. 16	配偶者のない女子等で、支援を要す る母子
J R通勤定期乗車 券特別割引	ひとり親家庭の者が通勤 に要する費用についての援 助		児童扶養手当又は生活保護受給世帯 の方

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支給額 バス・電車の1ヶ月の通学費に 相当する額の1/2の額（ただし 支給月額5,000円を上限とする） 2 支給方法 口座振替 3 支給時期（年2回） 10月・4月	1 申請先 子育て家庭福祉課 2 必要書類 (1) ひとり親家庭等児童高等学校 通学費援護金支給申請書 (2) 交通機関の定期乗車券の写し 等 (3) その他必要書類	※当該年度に係る分の通 学費を対象とする。
1 母子及び父子家族の自立に向け た生活上の相談及び支援を行う	1 問い合わせ先 子育て家庭福祉課又は 福祉政策課篠ノ井分室	
1 家庭生活の破綻、離婚など、女 性が日常生活を送る上で抱えてい る悩み事や心配事の相談	1 問い合わせ先 子育て家庭福祉課又は 福祉政策課篠ノ井分室	
1 母子生活支援施設 2 費用負担額 前年度所得に基づき、費用負担 能力に応じ、その費用の全部又は 一部を負担。	1 申請先 子育て家庭福祉課又は 福祉政策課篠ノ井分室	
J R通勤定期乗車券が特別割引（3 割引）で購入可能	1 申請先 子育て家庭福祉課又は 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 ・交付申請書 ・本人確認書類 ・顔写真	